

平成 29 年 6 月 27 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

「平成 29 年度 北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（マラソン）」  
の委託に係る企業提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、北海道観光振興に関しご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、近年道内各地で開催されている、マラソン大会等のランニングイベントにおいて、海外からの参加者が増加傾向にあり、他府県に比べ気候的にもコース環境的にも優位性があると考えます。今後、積極的な誘致活動を行うことにより、道内へのマラソン目的旅行者が増えることが見込まれますことから、マラソン目的の旅行客をターゲットに招聘事業等を実施することとした事業提案を募集することと致しました。つきましては下記要領にて企画提案を募集致します。

敬具

記

1. 委託事業者名 「平成 29 年度 北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業  
(マラソン)」
2. 業務委託期間 契約締結日 ～ 平成 30 年 3 月 16 日
3. 業務委託内容 マラソン事業における次の事業の企画提案・実施
  - (1) 道内ランニングイベントパンフレットの作成
  - (2) 海外（台湾等）マラソン大会への出展
  - (3) 海外メディア・旅行会社の招聘
  - (4) マラソンに関する市場調査
  - (5) 道内マラソン大会主催者を対象とした研修会の実施
  - (6) 更なる効果が期待できる企画の提案
  - (7) 事業実施内容の報告書作成
4. 事業費 9,000,000 円（消費税等込み）
5. 事業説明会の実施 事業詳細に関する説明会は開催致しません。

以上

## H29年度 北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（マラソン） 企画提案指示書

### 1. 目的

北海道は、美しい景観や特色ある地形を活かしたコースを楽しむことができるマラソン大会やランニングイベントが各地域で開催されている。

近年は、海外からの参加者が増加していることから、今後誘致活動を行うことにより、大きな成果が見込まれる。

こうした状況を踏まえ、次年度以降の道内マラソン大会への参加を促す商品造成及び販売に繋げることを目的として、道内で開催されるマラソン大会等に海外からのメディアや旅行会社を招聘するなどの事業を実施する。

### 2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

### 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

### 5. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～平成30年2月末日

(2) 業務スケジュール

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 7月10日（月） | 企画提案参加表明締切      |
| 7月18日（火） | 企画提案書の提出期限      |
| 7月21日（金） | 企画提案の審査、委託事業者決定 |
| 7月28日（金） | 契約締結・業務開始       |

### 6. 業務委託内容

(1) 道内イベントパンフレットの作成

3,000冊 × 2言語（繁体字・簡体字）

北海道内で開催しているマラソンイベントを海外（台湾・中国・香港）のマラソンを目的とした旅行者にPRするため、イベント概要を告知するパンフレットを作成。パンフレットの作成にあたっては、道内マラソンイベントに関する有識者からの意見徴収の機会を設けること。

(2) 対象市場・エリア

台湾・中国・香港

(3) 現地マラソン大会出展（台湾等）

マラソン人気の高い台湾等（自由提案）で実施されているマラソン大会に出展（ブース）し、北海道で開催されているマラソン大会についてPRをおこなう。

現地でのマラソン大会へのブース出展の手続き、効果的なブース運営の企画、パンフレット類の準備、ブース運営に必要なスタッフ、通訳等の手配。

(4) 道内マラソン大会及び開催予定地域への招聘

① 対象：道内で開催されるマラソン大会等への海外からの参加者招致に関し、情報を発信することができるメディア関係者及び、同国内における旅行商品造成可能な旅行会社など（台湾・中国・香港×各2人）

② 回数：1回

③ 招へい地域

：マラソン大会等が開催される地域4か所以上とし、招聘期間中に開催されるマラソン大会等に加え、平成29年度に開催済みのマラソン大会等や、今後、開催が予定されているマラソン大会等の紹介を行うこととする。

④ 期間：8月下旬から10月下旬まで、4泊5日程度

⑤ 業務内容詳細

：被招聘者の選定、招聘コースの企画・運営、被招聘者との調整・取りまとめ、招聘に係る宿泊、食事、交通手段の確保、通訳・添乗員の手配等の一切の手配

⑥ 招聘内容の企画

：マラソン大会等の紹介のほか、大会が開催される周辺地域の食、アクティビティ、その他イベント等の魅力発信に係る提案を含めること。

(5) マラソンに関する市場調査

北海道がマラソンを目的とした誘客をする上で、ターゲット国、市場規模、北海道での大会に実際に参加した外国人参加人数他、現状を把握し、次年度以降の計画の参考とする。

(6) 道内マラソン大会主催者等を対象とした研修会を実施

(7) その他更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案

(8) 事業実施内容の報告書作成

① プロモーションの集客目標や商品造成目標、広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標又は成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。

② 上記(1)～(7)の事業に関する報告書を作成すること。

7 想定予算額

9,000,000円

8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成29年7月10日（月） 15時

- (2) 表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
誘客推進事業部 海外プロモーションG（担当：掛田）  
TEL 011-231-6736  
FAX 011-231-5064  
Email: m\_kakeda@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：メールまたはFAXにて行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

## 9 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

### (1) これまでの事業実績

会社の業務内容及びマラソン大会等に関する事業の実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

### (2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

### (3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

### (4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊経費、食費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

## 10 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版のみとする。また、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案は1者1提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が、外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。

(3) 企画提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。

(4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

## 11 企画提案書の提出

### (1) 提出部数 5部

（会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
誘客推進事業部 海外プロモーションG（担当：掛田）

TEL 011-231-6736

- (3) 提出期限 平成29年7月18日(火) 15時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。  
ファクシミリ、メールでの提出は不可とする。

## 12 企画提案に関するヒアリング

提出された企画提案についてヒアリングを行う。

## 13 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
招聘する旅行会社及びメディアが、マラソン大会等に関連する旅行商品造成及び北海道のマラソン大会等の魅力発信に効果的か。  
また、招聘コースについて、北海道でのマラソン大会等の魅力のPRに効果的か。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
招聘事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

## 14 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

## 15 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成長市場開拓促進事業（マレーシア市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成長市場開拓促進事業（マレーシア市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、  
とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

---

---

---

---

---

---

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) ⑩